

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の概要

令和 2 年 4 月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。町では国の方針を受け、健診結果等を活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を、国民健康保険・医療グループを中心に、保健センター、地域包括支援センター、介護グループ等と連携して実施します。

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくために、高齢者一人一人に対しきめ細やかな取り組みを展開していきます。

○対象者

75歳以上の住民

○豊山町の取り組み

健康診査や医療・介護に関するデータ等から後期高齢者の健康状態を把握し、以下の取り組みを実施していきます。

ポピュレーションアプローチ(通いの場等への積極的な関与)

・出前健康講座

高齢者の方が集まる場等において、保健師・栄養士・運動指導士が健康教育・健康相談を行います。

・健康長寿体操の紹介

令和6年6月から町広報誌で毎月「健康長寿体操」を紹介しています。ホームページでは、別の体操も紹介しています。ぜひご覧ください。

・フレイル予防に関する情報発信

ハイリスクアプローチ(健康上のリスクが高い方への健康支援)

- ・健康診断未受診者等の健康状態が不明な方を、保健師等が個別訪問し、状況を把握します。
- ・低栄養の可能性のある方を、保健師等が訪問し、健診結果をもとに栄養指導を行います。
- ・高血圧・糖尿病の未治療及びコントロール不良の方を、保健師が訪問し、受診勧奨等を行います。